

臼井・千代田地区

『こども110番の家』の会だより No.18

臼井・千代田地区「こども110番の家」の会
会 長 為 田 浩

「こども110番の家」の会だよりの発行にあたって ～会長あいさつ～

この度、会長の任をお受けすることになりました、為田 浩と申します。

臼井・千代田地区の皆様には、「こども110番の家」の会の活動にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

子どもたちが安心して過ごせる環境をつくるということは、同時に地域の安全を守ることでもあります。学校・PTAと地域との連携、さらに一人一人が防犯に対して高い意識をもつことが、身近な犯罪から子どもたちを守ることに繋がります。「こども110番の家」の黄色いプレートが全世帯に掲げられるよう、今後とも皆様のご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

「こども110番の家」の会とは

子どもたちが通学途中などで、犯罪や危険なことに巻き込まれそうになったとき、地域の皆さんで守ってあげようという運動で、現在約1,500世帯の皆様にご協力をいただいております。

また、この運動には、小中学校PTA、臼井・千代田地区青少年健全育成住民会議、佐倉商工会議所の団体、各地区の社会福祉協議会、主任児童委員の方々にもご協力をいただいております。

会では、新規協力者の募集も随時行っております。皆様のご協力をお願いいたします。

入会をするには？

お住まいの地域の小学校へご連絡ください。
お子様がいなくてもご入会いただけます。

入会をしたら？

下記のプレートをお届けします。
子どもの目線で見ることができる門などの場所に掲げてください。



佐倉市PTA連絡協議会
佐 倉 警 察 署

「こども110番の家」として保険には？

被害がないことが前提の運動ですが、万が一の為に保険には加入しています。

転居等で退会したい時は？

プレートを外したい場合は、その旨を地域の小学校までご連絡ください。

プレートが壊れたら？

プレートが破損したり、文字が消えて見えなくなった場合にも、地域の小中学校までご連絡いただければ新しいプレートをお届けいたします。

「こども110番の家」の会の活動には、
佐倉警察署のご協力をいただいております。

佐倉警察署 ⇒ TEL484-0110

子どもが不審者から逃げてきたら？

一時的に保護してあげてください。子どもから状況を聞いて110番通報、その後最寄りの学校にも連絡をしてください。

- ① 警察への通報 ⇒ 佐倉警察署 Tel484-0110
- ② 保護者への連絡
- ③ 学校への連絡
- ④ 引き取りが確認されるまでの児童・生徒の保護

学校でも指導しますが、緊急時はプレートが無くて
も駆け込み事情を話す。



「こども110番の家」のプレートを掲げる運動に
ご協力をお願いいたします！

学 校 名	電話番号
臼井中学校	489-5635
印南小学校	486-1531
間野台小学校	461-5501
臼井西中学校	462-1781
臼井小学校	487-3009
王子台小学校	487-1376
臼井南中学校	488-1020
千代田小学校	487-3140
染井野小学校	463-6511

プレートを掲示することで、防犯効果があります。子ども
とともに、地域の安全のためにもプレート設置をお願いします。

子どもが助けを求めてきたら、まず家の 中に入れて保護してください。



1

まず自分が落ち着く

話を聞く側があわてたり興奮したり
しないよう、まず自分が落ち着いて
子どもの話を聞いてあげましょう。



2

子どもを落ち着かせる

「もう大丈夫。」などとやさしく
声をかけて子どもを落ち着かせ
てあげることが大切です。



3

子どもから話を聞く

子どもから話を聞いてください。

「子どもから話を聞くときのポイント」

- ・静かな場所で話を聞く。(落ち着いた雰囲気をつくる)
- ・椅子にかけさせるなどして子どもと同じ目線で話す。
- ・子どもの体調に気を配る。
(気分が悪くないか、けがをしていないか等)
- ・子どもの判断の参考となるような具体的な例を挙げて尋ねる。
- ・子どもにわかりやすくゆっくりと話す。(強い口調は控える)
- ・無理に答えを聞かない。(わからないことを何度も尋ねない)

※緊急の場合は、110番通報をしながら話を聞いてください。



4

110番通報する

「子ども110番の家」であることを
告げ、あなたの住所、店名、氏名等
を伝えてから聞きとり内容を順序
よく話してください。

※本人が落ち着いていて自分で話ができる
場合は、直接本人に110番させてください。



5

警察等が到着するまで待つ

110番通報により、できるだけ早
く近くのパトカーや警察官が駆け
つけますので、家の中で子どもを
待たせてください。警察官が到着
したら、事情を説明してください。

【警察庁『子ども110番の家』地域で守る子どもの安全対応マニュアル』より】